

先生の隨筆を左に掲げて擧筆します。

ことしは例にないほどの豊年である。これは農民の祈りにも似た真剣な肥培管理の賜物であるが、また太平の世であり、五風十雨に恵まれ左からである。晩秋のおからひく日の下に、自分のみのり力重きをききえかねて倒れ伏している稲の様は、まことに豊年らしい。まさに金風さつさつへ颯々への感である。

しかし、豊年祭をしようという声も聞かない。古々米があつて家畜の飼料にするという話もある。なんぞか樂しみやすい農業である。もはや農業も一國の内事情を以て処理できない複雑な事情が加わつてきていふようだ。わか國の農業の發展のために、よい方策が生み代てきてもらいたいものだ。

(十一月二十三日(勤勞感謝の日)夜記す)

研究

井ノ上部落の古文書

検地高帳、地価取調帳など

会員 久々宮

永

(南海郡水正村大字井ノ上) 本正村文化財調査委員

二百年百粒炭子以炭子にて今に田地以後継がれぬき

反当り一石三斗の年貢高 検地帳には記るされありぬ

本正村大字井ノ上には、区長が代々受け継いでいる帳極というものが有ります。先日現区長の川野重三さんが不圖したことから其の帳極の底から、数点の古文書を答

見しました。川野区長さん其のような本もの理解の方でしたので、直ぐに私に連絡してくれましたので、早速調査におたりました。

さて其の数冊の古文書を年代順に申しますと、

一、正徳四年 田畑内検地高帳 三冊

二、嘉永三年 前高津留御成田御検地高帳 二冊

三、明治八年 地価取調帳 一冊

四、明治十六年 地租民費取立帳 一冊

でありました。以下私の調べ整理した一部を掲げ、先輩諸賢に今後の御指導を希う次第です。

焼畑も打替畑も耕地にて山下々は三斗の年貢米高

正徳四年(一七二四年)の検地高帳は、現在の土地台帳に

相当する田畑別の二冊と、名寄票にあたる一冊の三冊が

ら成つています。

(表紙)

正徳四年甲午年五月晦日

因尾村組之内 井野上村 田方内検地高帳

佐久間儀右衛門

西名 兵古衛門

高瀬 藤兵衛

紙数合式拾枚前後上紙共ニ

(第一頁)

因尾村田方内検地高帳

井野上 中

中での善治郎名受

一、中 老敵式拾九歩 高式斗志升六合三勺三戈

理 八作

同前 清右工門名受

正徳四年井上楠木村田畑外檢地高

地区等級	田畑等級	反当 石歩	面積 反及七歩	石高 石斗升合々次
井上中	田上	13	19.07	250033
	中下	11	54.01	594368
	下下	9	64.20	582000
	下下	7	23.00	161001
井上村田合計			160.28	1587402
楠木下	田中	10	3.04	33333
	中下	8	1.16	12266
	下下	6	1.04	6800
楠木村田合計			5.24	50399
井上中	田上	10	109.28	1099333
	田上	10	58.06	587998
	中下	8	359.23	2862122
	中下	6	743.13	4460600
	下下	4	184.13	737734
井上村田合計			1526.12	9959690
楠木下	田中	10	8.16	85334
	田中	7	14.24	103600
	中下	5	64.19	323165
	下下	3	84.27	254700
楠木村田合計			172.26	766799

以下同じように書き並べられてあり、畑方内檢地高帳
も右と同型式で十で略します
大徳令の井ノ上の区域内の土地を、一筆毎に等級別、
石高、所有首名を分明に、細大減らさず記載され、石高
にういては何号何才まで計り上げられ、藩政時代の苛酷な
採取政策の一端が窺い知れます。往時の総面積及び石高
を算計すると次の通りです。

- 一、中 拾七歩 高六升二合三勺三才 平 八 俵
- 一、下 四畝五歩 高三斗七升五合 同 人 俵
- 井野上田 甚吉名受
- 一、下 四歩 高一升式合 甚 藏 俵

明治8年井上村総面積及地価

地目	面積 反及七歩	一反割 地 價	地価合計 日次
田畑	560.06	34.0835	1909.47
田畑	1479.27	17.353	2568.14
田畑	133.07	23.379	310.57
田畑	10.12	23.379	24.23
田畑	103.18	1.474	15.47
山林	7154.12	6.525	466.83
山林	500.00	1.27	13.50
山林	2437.27	1.15	32.91
山林	1.15		
山林	12.18		
山林	8.66		
小計	12402.00	(以上の所有地の合計)	
神社	3.28		
神社	25.02		
神社	4.24		
神社	6.00		
神社	4.24		
神社	134.00		
小計	178.18	(以上の所有地の合計)	
合計	12580.18	井上村総反別	

総面積及び地価は次の表の通りです。
帳簿の中に見出し古文書に明治初年の米価を知り

次に嘉永三年(一八五〇年)の物は、前高大明神前小盆
地の畑に水跡を引き、溜池を築いて開田をし、その面積
の変動や石高の増加を一年毎に記載されてあります。こ
れについて原稿を改めて報告しましょう。
明治八年(一八七五年)の地価取調帳は、用紙以前者に劣
りませんが、筆跡は毛筆細字で読み易い書体で記されて
あります。これは現在の土地台帳に当るものですが、土
地の評価を、田に於いては米価を、宅地と畑は大豆の価
格を基礎に算定されているようです。当時の米価は一石
当り四四二十一匁八厘、大豆は三田六十九匁となつて
います。田の收穫と米一石、畑は大豆五斗八升、宅地を大
豆七斗八升代としてあります。

さて右の表の如く、耕地面積は正徳年間と比べ増加を

見ていますが、一方世帯数について見ますと、正徳四年

の横地帳によると、四十八戸と数えることが出来ます。

明治八年まで百六十余年間に一戸をけ断絶してはいますが、他に増減はなく、殆んど一家が代々家名を世襲して明治に至っています。所在地も幾分の移動はあつてはいますが、明治以降のような変事は無かつたようです。世帯数は前述の如く正徳四年が四十八戸、明治八年四十七戸ですが、明治十六年には二戸分家が出来て四十九戸となつています。其の後時代は推移と共に多少の増減はありましたが、毎に井ノ上五十戸と言われて来ましたが、五十戸前後のようでした。戦後一時六十戸と数える時があつたが、現在は奇しくも正徳年間と同じく四十八戸であります。今も農山村の過疎化が問題視されてはいますが、正徳以来二百五十有余年続いた四十八戸だけは守り続けられたものであります。

二百五十年経ても戸数四十八 正徳四年に遡る

をを知る。

明治八年の地価取調帳には上表後にな号はありませんが、中に「三百二十八番 字櫻掛 一 荒田左衛門十五歩」と云う箇所がその

当、明治八年より五十年起返シ見込」と云う箇所がその

ので、明治八年を乃うと思われまふ。帳序が右にありまふが、正徳四年の名寄帳に当るものには、表紙はありませぬ

嘉永三年のもの第一頁には

「田尻村組之内井ノ上高尾津留、古畑成用御横地高帳
目方 村中 一、上
かふ寸き甚吉名受中畑八畝十九歩高六斗九升六勺七才
ノ内三畝拾歩 高六斗六升六合六勺七才畑地引残改地
前中田五畝七歩 此度用受と相成候」

とある。この外いかにあるもので引ついでしてしるべし
の次第である。 (おわり)

研究

佐伯の港はどんな働きをさせているか

――主として木材の流通について――

大分県立佐伯豊高高等学校

教諭 同校郷土誌クラブ顧問

本谷金良 市野瀬 仁

第二章 佐伯港

第二節 その社会的環境

私達郷土誌クラブ員は、佐伯の海事官庁出張所の推察
をあげ、県内の港と比較して、見ることにし、佐伯港の
特色をつかむことにした。海事官庁は政府の出先機関で
あるので、地域への強い要望はこたえて設置されたものや
管理上必要とするものや、港の宝飾発展性等考慮して
設置されたものであらうから、港の特色はかりでなく、
その資格もつかえる。

訪問してみると、いざれの出先機関も、旧海軍航空隊
の防備隊の旧い建物を利用して、濃霞山の裾を半円
にくりまいた所に散在しているという恰好であるが、濃
霞山の裏の岸壁に「佐伯港港合同庁舎」の建設が進行中
であつて、来年四月頃には完成するから面目を一新するで
あらう。「港が良すぎた設備が悪い」と言つたおぢいさん
の言葉を思い出した。

私達は、それぞれの出張所で仕事の内容を聞いた。